

広島県教育委員会訓令第四号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する

訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して、原則として一週間前の」を「次の各号に掲げる介護休暇の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 条例第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇 第一号介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日
- 二 条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇 第二号介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日

第十条第三項中「介護休暇の承認の請求」の下に「（第一号介護休暇に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。